

平成 30 年度ここでも滋賀売込推進事業業務委託にかかる質問への回答について

【仕様書関連 質問 (Q) と回答(A)】

Q1:仕様書 2(1)販路開拓マネージャーを都内に設置することとなっているが、「都内に設置」とは具体的にはどういうことか。

A1:「販路開拓マネージャー」は、東京都内での在勤を前提として想定して記載しているが、東京都内での在勤と同程度に都内で活動できるということであれば条件を満たしているとしたい。首都圏に設置を予定している「販路開拓マネージャー」は、経歴と実績を記載するよう実施要領で定めているが、先に回答したような場合においては、予定する都内での活動日数等も提案書に記載されたい。

Q2:販路開拓バイヤーは現役の人に限るかOBでもよいのか。

A2:現役であるか否かは問わない。

Q3:仕様書 2 (2) 販路開拓の戦略を作成するとあるが、この戦略は個別商品ごとの戦略をいうのか、全体的な戦略をいうのか。

Q3:「ここ滋賀」取扱商品等全体の販路開拓にかかる俯瞰的、全体的（商品のカテゴリー別等）な戦略を想定している。個別商品ごとの戦略は、全体的な戦略作成後に事業を進めていくなかで考えるものであると考えている。

Q4:仕様書 2 (3) の販路開拓マネージャーおよび販路開拓バイヤーによる商品評価は、1,950 点、全事業者（約 350 事業者）に対して実施するのか。

A4:そのとおり。

Q5:今の時点では 1,950 点、350 事業者であるがこれより増えることはあるか。

A5:ある。

Q6:商品点数は 1,950 点とのことだが、「ここ滋賀」店舗の陳列を拝見すると、そこまでの商品数は無いように思うが。

A6:実際に店頭に並んでいる商品数は約 1,000 アイテムである。1,950 点は「ここ滋賀」の商品取扱基準を満たしている、現時点での商品数である。

Q7:仕様書 2 (3) の出品事業者等へのフィードバックは事業の目的か。

A7:現在の商品では、首都圏での販路拡大が難しい場合でも、商品評価のフィードバックを通じて事業者が商品改善され、販路開拓に繋がることも期待している。このことから、出品事業者等への商品評価のフィードバックも事業の目的である。

Q8:1950 点の全ての商品評価を出来なかった場合は、業務が遂行できなかったこととなるのか。

A8:そのとおり。なお、具体的な商品評価の方法や内容について提案をいただきたい。

Q9：仕様書 2 (3)「ここ滋賀」取扱商品等の商品評価およびフィードバックについて、評価対象商品は、「評価をするため」に御支給頂けたり、またはお借りすることは可能でしょうか。どのようにお考えでしょうか。

A9：販路開拓マネージャーおよび販路開拓バイヤーによる「ここ滋賀」取扱商品等の商品評価を実施するにあたり、試食（食品商品）や試用（非食品商品）が必要な商品については、原則は該当商品を買取りにより商品評価を行われたい。

Q10：仕様書 2 (4) において 90 商談を実施した場合、商談成立または継続的な商談件数は 45 件以上が必要ということか。

A10：仕様書 2 (4) に記載のとおり、受託事業者は、3 回以上の商談会を開催し 90 件以上の商談を実施していただくこととしている。質問にあるとおり、受託事業者が 90 商談を実施した場合は、商談数の概ね過半数（45 件程度）以上の商談成立または継続的な商談を目途としていただきたい。

Q11：仕様書 2 (4) 出品事業者等と首都圏バイヤー等による首都圏等での商談会の実施について商談会 3 回以上開催し、商談会 1 回あたりの開催では出品事業者等が 10 者以上参加するようがありますが、各回の商談会で重複する者がいてもよろしいでしょうか。

A11：各回の商談会において、重複する出品事業者と首都圏バイヤーが参加しても良い。ただし、複数回開催する商談会において、参加する出品事業者と首都圏バイヤーが全て同一であってはならない。

Q12：商談会の開催場所の確保については、都道府県会館の 4 階の会場を貴県のご紹介で予約は可能でしょうか

A12：商談会の開催場所の確保としての都道府県会館 4 階の会場予約は、委託事業者自らが行われたい。

Q13：出品事業者等が、上京する際の経費は事業予算の対象とすることができるか。

A13：対象外となる。本来、出品事業者が販路開拓を行ううえで負担すべきものである。

Q14：首都圏バイヤー等の来県経費は事業予算の対象とすることができるか。

A14：首都圏バイヤー等を滋賀県に招聘する目的が、受託事業者がバイヤー等を滋賀県に招聘させた方が滋賀県産品の購入喚起および契約に繋がる等であれば、対象とすることができる。

Q15：「ここ滋賀」では、1 事業者が出品できる商品は 5 アイテムとなっているが、商談会において出品事業者が商談できる商品は、出品している商品に限り、それ以外の商品は商談の対象外なのか。

A15：当初、事業者が「ここ滋賀」へ出品できる自社製品数を 1 社 5 アイテムとして上限を設けていたが、現在その上限は無い。

なお、出品事業者等の持つ「ここ滋賀」への出品商品以外の商品についても、商談会において商談が進む可能性もあるので、その商談は可とする。

Q16：商品評価を優先するのか、経済効果（商談や商談成立）を重視するのか、いずれか。

A16：いずれも重要であり、どちらを優先するとはお答えできない。事業実施のうえで、商品評価か経済効果の何れかを重視する視点が必要であるということであれば、その視点も踏まえた企画提案をお願いしたい。

Q17：仕様書 7 (6) 再委託については、県に提示し、協議、了承とあるが、これは提案時に提示する必要があるか。

A17：仕様書 7 (6) 再委託に係る手続きは、委託契約締結後の手続きとして定めている。なお、複数者で企画提案の提出を予定されている場合は、企画提案書に記載いただく業務執行体制において、各社の業務の役割を明確に示していただきたい。

Q18：委託経費の中の人件費については、弊社が受託している公的案件については、人件費ではなく、全て謝金にて処理していますが、これは可能か

A18：本委託業務に要する人件費については、平成 30 年度 ここでも滋賀売込推進事業業務委託仕様書の 4 委託料に含まれる経費について記載しているとおり。なお、謝金とは、役務の提供等にたいする謝礼のための経費を示し、本事業の人件費とは異なる。

Q19：仕様書の留意事項（8）については、例えば、商談成立がゼロになっていたりすれば「事項に反する」とは思われるが、どのような場合が「事項に反する」のか、具体的な取り決めはあるのか。

A19：仕様内容を満たすために事業を実施していただく。商談契約件数がゼロになるということは、事業提案自体が適切であったかということになり、そういう事態にならないよう提案をいただきたい。現時点では、具体的な取り決めは無いが、事業の実施にあたっては、事業目的を達成するために県と相談して進めていただきたい。

Q20：「ここ滋賀」で販売されている商品には、すでに知名度の高い商品もあるが、そうした商品についても同様に扱うべきか。

A20：それらの商品も含めて、企画提案内容として検討されたい。

Q21：最終の売り先として飲食店を含むと考えてよいか。

A21：含む。

【実施要領質問(Q)と回答(A)】

Q1：企画提案書の副本 6 部には会社名等を記載しないこととなっているが、連携する事業者やバイヤーの社名等は表示して良いのか。

A1：表示して良い。なお、販路開拓マネージャーや販路開拓バイヤーについては、氏名や経歴を記載することを実施要領で定めており、連携する会社の社名も記載されたい

【その他質問 (Q) と回答 (A)】

Q1：仕様書とは別に当該事業での 5,000 万円の契約販売額目標を話されたが、契約は 100 万円で契約しても、実際に買い取りでなく、委託販売のときには 100 万円の中で 80 万円が売れたのなら実績についてはどうか。

A1：その場合は 80 万円となる。実際の売上額で算出する。当事業の成果は、あくまでも仕様書に定められているとおりの商談件数の概ね過半数以上を目途に商談成立または継続的な商談が行われることとしている。

Q2：3 月末までの売り上げとなるのなら、仮に秋からの商談が開始になり、事業実施は半年程度の期間での売り上げになるが、そのときは、仮に 5,000 万円の実績を作ろうと思えば、1 億円くらいの契約は必要ではないか。

A2：5,000 万円の契約販売目標とあるが、この仕様書で定めているのは、商談件数の概ね過半数以上が商談成立または継続的な商談が行われることであり、商談を成立させる仕組みづくりをしてほしいということである。

Q3：商談でまとまった販売金額を販売業者に聞き取ることになるのか。

A3：そのとおり。

Q4：当事業の実施にあたっては、受託事業者が東京で活動する時間、滋賀県内で活動する時間があると思うが、県では、東京、滋賀でどの程度の割合になるのか想定しているのか

A4：委託事業者が設置される販路開拓マネージャーやバイヤーの特長によるので、時間の割合は想定していない。

Q5：滋賀県所在の事業者と必ず連携等する必要はあるか。

A5：必ず連携等する必要はない。ただし、事業目的および委託業務の内容を満たす企画提案を検討されるうえで、滋賀県所在の事業者と連携する必要があると判断される場合は連携されたい。

Q6：この事業の実施にあたって、出品事業者が事業への参画を拒否される場合もあると思うが、どのように扱うのか。

A6：質問にあるような事案が事業実施中に生じた場合は、受託事業者と協議して対応させてもらう場合もある。なお、そのような案件が想定されるなら、企画提案内容にも記載されたい。

Q7：この事業の実施について、「ここ滋賀」への出品事業者には既に周知されているのか。

A7：当事業は企画提案内容を基本として実施することとしているので、受託事業者が決定していない現時点においては、「ここ滋賀」出品事業者への周知を行っていない。